

竹田駅及びくいな橋駅・駅植栽剪定及び除草業務 仕様書

- 1 本仕様書は、下記用地における樹木の剪定及び除草業務（以下「業務」という。）に適用する。また、本仕様において、京都市交通局を「発注者」といい、請負業者を「受注者」という。
- 2 対象作業場所は以下のとおりとし、詳細は別図面のとおりとする。
（１）竹田駅、くいな橋駅周辺（別図面一式参照）
- 3 本業務の業務内容は別紙のとおりとし、作業回数は９月末までに１回目、１１月末までに２回目を行う計２回とする。
- 4 受注者は業務終了後、速やかに作業結果報告書及び現場写真（作業前及び作業後）を提出するものとする。
- 5 本業務に必要な機械工具類及び消耗品等は受注者が調達するものとする。
- 6 業務において発生した廃棄物については、全て受注者の責任において適切な方法で処分するものとする。
- 7 本業務の履行期限は、令和８年１２月３１日とする。
- 8 作業時間は、原則として平日の９時００分から１７時３０分の間とする。ただし、変更が必要な場合は、別途発注者と協議するものとする。
- 9 業務の実施に当たり、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に対する補償については、受注者が賠償の責に任ずるものとする。
- 10 この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項が発生した場合は、発注者と受注者で協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

別紙

竹田駅及びくいな橋駅・駅植栽剪定及び除草業務の業務範囲及び内容

(1) 作業場所

竹田駅、くいな橋駅周辺（別図面一式参照）

(2) 作業内容及び回数

剪定及び除草等2回

（1回目：9月末まで、2回目：11月頃）

(3) 作業目的

以下の目的を達成するように作業を行うこと。

- ・ 駅周辺の美観維持
- ・ 軌道（線路）内や他者の所有地への枝葉の越境防止
- ・ 駅周辺の交通等の障害となる枝葉の除去
- ・ 植栽の健全育成

(4) 作業日程

発注者、受注者で協議し、定める。

(5) 提出書類

作業計画書（作業前に提出し、発注者の承認を受けること。）

作業報告書（作業前・作業中・作業後の写真を添付すること。）

(6) その他注意事項

- ・ 駅の利用者や通行者等の妨げにならないよう注意して作業すること。
- ・ 周囲の設備等を損傷しない様注意すること。
- ・ 剪定及び除草した枝葉は線路内に絶対に落下させないこと。
- ・ 機械等を使用する場合は、周囲の状況から使用可能かどうか確認するとともに、事前に小石などを取り除き、跳ね飛ばさないよう注意すること。
- ・ 作業車の違法駐車は行わないこと。
- ・ 作業場所では発注者の指示に従うこと。
- ・ 作業終了後は作業場所及びその付近を清掃すること。また、剪定した枝葉及び作業道具類はその日の作業終了後に持ち帰り、放置しないこと。また、作業場所に投棄されたゴミもあわせて持ち帰ること。

剪定及び除草箇所の一例





